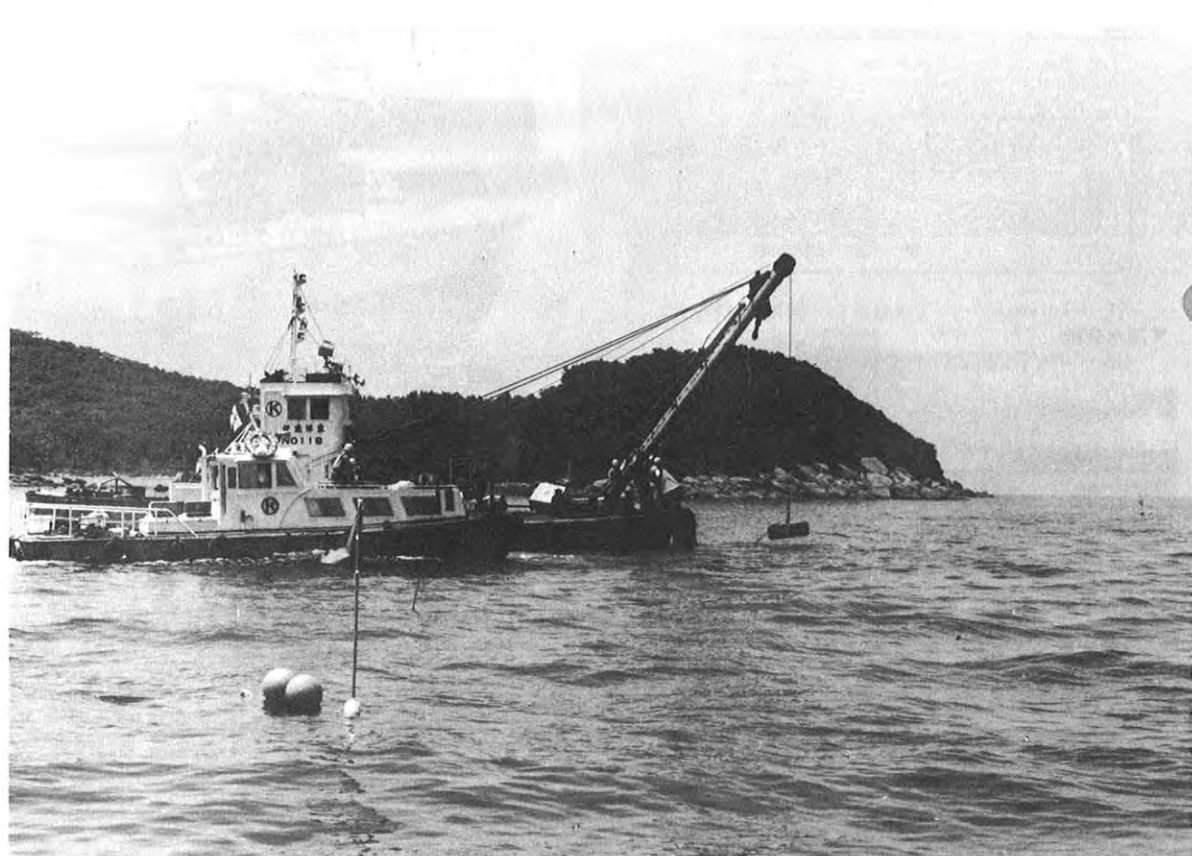
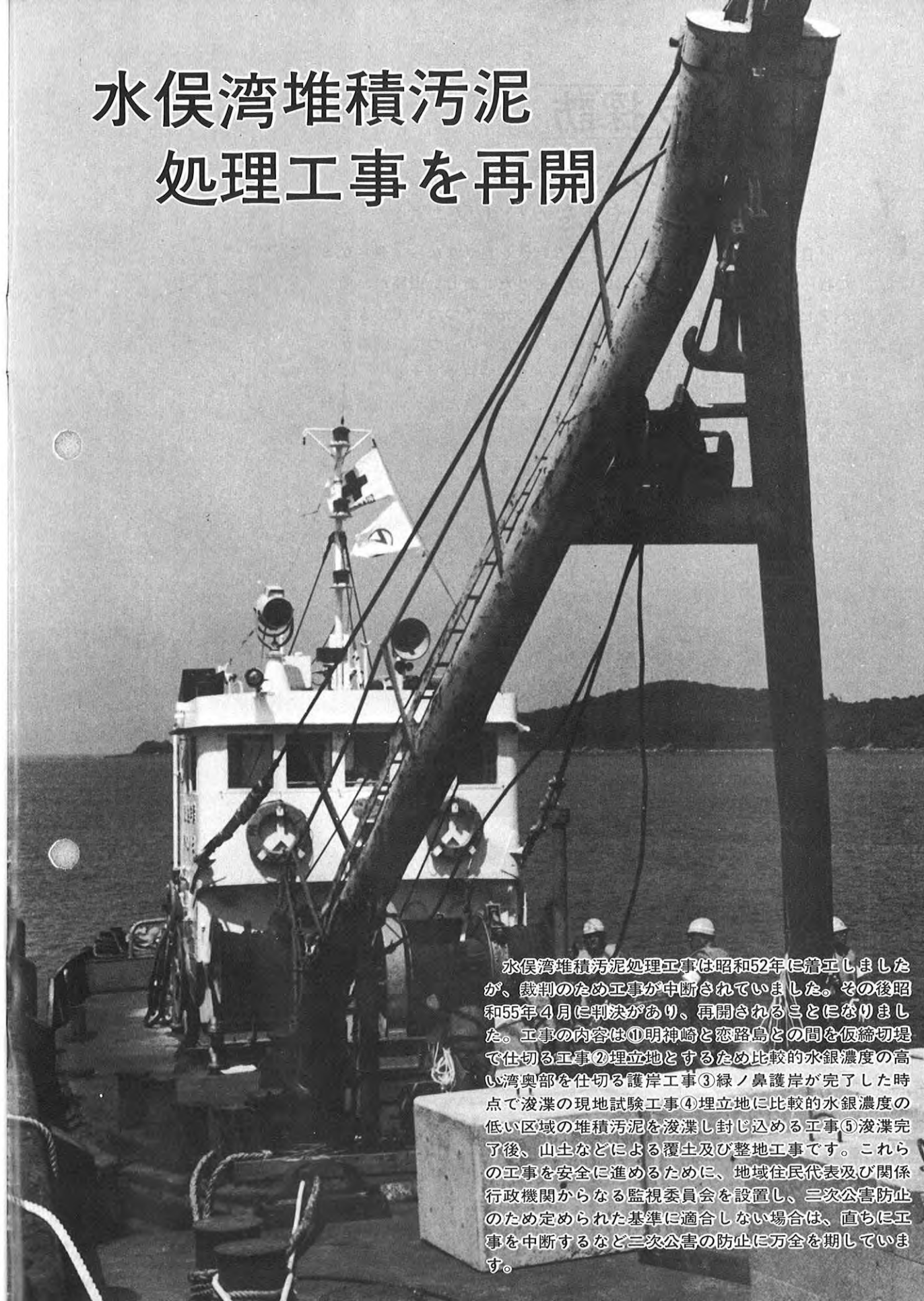


水俣湾堆積汚泥 処理工事を再開



▲仮締切堤工事のにごりを防止するシルトプロテクターの設置



水俣湾堆積汚泥処理工事は昭和52年に着工しましたが、裁判のため工事が中断されていました。その後昭和55年4月に判決があり、再開されることになりました。工事の内容は①明神崎と恋路島との間を仮締切堤で仕切る工事②埋立地とするため比較的水銀濃度の高い湾奥部を仕切る護岸工事③緑ノ鼻護岸が完了した時点で浚渫の現地試験工事④埋立地に比較的水銀濃度の低い区域の堆積汚泥を浚渫し封じ込める工事⑤浚渫完了後、山土などによる覆土及び整地工事です。これらの工事を安全に進めるために、地域住民代表及び関係行政機関からなる監視委員会を設置し、二次公害防止のため定められた基準に適合しない場合は、直ちに工事を中断するなど二次公害の防止に万全を期しています。